

東京都排出量取引制度—現状と課題（1）

福 士 正 博

はじめに

東京都が、他の自治体に先駆けて排出量取引制度を開始してから8年近く経過した。2020年から始まるパリ協定を前に、世界各国で独自の温暖化対策が求められている現在、国ばかりでなく、自治体レベルでも温暖化対策を進めていくことが大事な課題となっている。2030年に温室効果ガスを2013年比26%削減するという我が国の目標を達成することは並大抵のことではない。世界で、都市に居住する人口が現在の50%程度から2050年には70%にまで増大し、それにとまってエネルギー起源の温室効果ガスの排出量も現在の67%から2030年には74%にまで増大すると推計されている。このように今後、都市の比重が大きくなっていくことを考えるならば、都市が行う温暖化対策も当然その役割を増していくことになる。今のところ、我が国で排出量取引制度を通じて率先した独自の温暖化対策を行っている自治体は東京都だけである。その意味でも、東京都が国に先取りしてこの制度を設けた意義は大きい。我が国の温暖化対策があまり進んでいない現状を見ても、東京都の排出量取引制度から学ぶことは多いと言わなければならない。

東京都は、2006年12月に東京都の全体計画にあたる『10年後の東京』において、2020年までにCO₂を2000年比25%削減することを目標にすえている。同時に東京都は、2020年までに2000年比20%、30年までに30%の省エネ目標を掲げている。東京都は、この目標を達成する一環として、2008年6月の環境確保条例の一部改正によって、2000年から実施していた大規模事業所を対象とした地球温暖化対策計画書制度を、削減義務を盛り込んだ制度へ変更した。また、地球温暖化対策計画制度によって、中小規模事業所が温暖化に取り組みやすいような制度設計も2010年から行われている。温暖化対策基本法案の廃案（2010年6月）に見られるように、全国規模の排出量取引制度が未確立であるという我が国の現状からすると、東京都の計画は、国はもとより、自治体レベルでも、率先して温暖化対策に取り組む動きがあるという点で重要な意義を持っている。この制度の実施は今のところ、第1計画期間である2010年～14年と、第2計画期間である2015年～19年の二つの時期に分かれている。本研究ノートを執筆している2018年は第2の計画期間の後半期にあっており、これまでの経過をおおよそ振り返ることのできる時期にさしかかっていると言っていることが

東京都排出量取引制度—現状と課題 (1)

できる。本論文は、そうした視点から、「東京都排出量取引制度—現状と課題」と題して、現時点での、この制度の到達状況とその問題点を指摘することを課題としている。

本研究ノートは、東京都排出量取引制度の実績を整理した (1) と、排出量取引の効果を扱った (2) に分かれている。なお、本稿は、東京都排出量取引制度の現状を把握するためのレビューを目的とした研究ノートであり、主に東京都環境局が発表している資料や研究者が指摘している論点を中心にまとめたものであることをお断りしておきたい。

I 東京都排出量取引制度の概要

排出量取引制度には、「キャップ・アンド・トレード」(Cap & Trade) 制度と「ベースライン・アンド・クレジット」制度があるが、東京都が導入したのは前者である。この制度は、この制度に参加する企業の温室効果ガス排出量の初期割り当てを設定するキャップと、それを基準に超過削減を達成した事業所と削減量が不足している事業所との間で行われるトレードという、二つの手段が組み合わさったものである。ここで注意しておかなければならないのは、排出量取引制度の本質が温室効果ガスの初期割り当て量を達成しようとする参加事業所の環境努力にあること、達成することができなかった企業がその穴埋めのために排出量(排出権)を購入=取引(トレード)することはあくまでも前者に対する補完的措置でしかないということである。排出量取引が巨大な利益を生むビッグビジネスとあるとしても、必ずしもそこにこの制度の本質があるわけではない。むしろ事業所の削減努力に注目するのであれば、何よりも重要なのは、この制度による初期割り当ての水準(すなわち、どれだけ厳しい基準なのか)にある。超過削減の達成を優先的に追求しようとしている東京都の排出量取引制度はその意味で制度的にも注目される試みと言ってよい。そこでまず、この点を中心に、東京都排出量取引制度の概要を見てみることにしよう。

(1) 対象事業所

東京都の二酸化炭素の部門別排出割合を見ると、業務・産業部門から全体の46%が排出されており、そのうちの4割を1300程度の大規模事業所が、6割を東京都内で63万程度存在している中小規模事業所から排出されている。したがって東京都排出量取引制度が実効ある制度になるかどうかは、排出削減義務を課せられている大規模事業所は勿論、排出削減義務を課せられていない中小規模事業所も排出削減に貢献できるかどうかにかかっている。後述するように、大規模事業所を対象とした地球温暖化対策計画制度と、中小規模事業所を対象とした地球温暖化報告書制度は異なる制度であるが、両者の相乗効果によって、東京都全体の排出削減効果が期待されることになる。

①大規模事業所と地球温暖化計画制度

東京都が目指しているのは総量削減である。削減方法が原単位方式、すなわち相対的削減方法ではなく、排出総量の削減、すなわち絶対的削減方法を採用していること、その場合、自主参加ではなく、該当する全ての大規模事業所が参加する義務的制度となっていること、そしてこの制度の効果を上げるために、明確な排出量の算定検証ルールを確立しようとしていることが特徴となっている。原単位方式が企業の生産拡大によって実質的な削減とつながらない場合があることを考えるならば、東京都が総量削減方式を採用したことの意義は非常に大きい。

総量削減義務の対象となるのは、燃料、熱、電気の使用量が原油換算で 1500kl 以上の規模の東京都内にある大規模事業所である。大規模事業所は東京都内で約 1300 存在している（オフィス・商業施設 1100、工場 200）。工場といった直接排出源の他に、オフィスといった間接排出源も対象としている。対象となった事業所は、事業所ごとに特定温室効果ガスの排出削減義務や『地球温暖化対策計画書』の作成義務が課せられる。大規模事業所は、毎年度決められた様式にしたがって、削減計画と状況を東京都に報告しなければならない。温室効果ガスの排出量の算定は、報告書に記載された対策の検証結果に基づいて行われることになる。

対象事業所のうち、3年連続で、原油換算で 1500 kl 以上のエネルギーを使用した事業所は特定地球温暖化対策事業所となる。ただし、これまで省エネに努力してきた事業所には、優良特定地球温暖化対策事業所として認定され、後述の削減義務率軽減措置がとられることとなっている。優良特定地球温暖化対策事業所は、これまで省エネに積極的に取り組み、「極めて優れた」成果を上げているトップレベル事業所と、「特に優れた」成果を上げている準トップレベル事業所とに分かれる。トップレベル事業所の場合、削減義務率は 2 分の 1 に、準トップレベル事業所は 4 分の 3 に軽減される。

地球温暖化対策計画制度には前史がある。東京都は、2002 年からの第 1 次施行と、2005 年からの第 2 次施行期間を経て、大規模事業所に総量削減規制を課すことにした。第 1 次施行期間では、大規模事業所に排出量の報告と自主的目標の設定を求め、積極的に目標対策に取り組む事業所が表れてきたという成果を生んだものの、総量削減が必ずしも保証されないなど、自主的取り組みの限界が次第に現れてきた。東京都の評価によれば、自主的に提出した計画書の半数以上の事業所が、基本対策が不十分で、「運用改善が未計画」であったり（B レベル）、「運用計画のみの計画」でしかなかったものもある（C レベル）。東京都は、その反省から、2007 年 6 月に気候変動対策方針を策定し、大規模事業所の総量削減義務を提起している。2010 年以降の排出量取引制度の導入は、こうした経過を踏まえて行われたものである。

東京都排出量取引制度—現状と課題 (1)

②中小規模事業所と地球温暖化対策報告書

その一方、原油換算で 1500kl 以下の規模の東京都内にある事業所で、『地球温暖化対策報告書』を提出している事業所は中小規模事業所として排出量取引に参加することができる。この制度は、環境確保条例を根拠に、排出量取引制度の開始に合わせて、2010 年に新たに導入された制度である。地球温暖化対策報告書には、前年度の CO₂ 排出量や、当該事業所の温暖化対策実施状況が記載されている。報告書には、義務提出と任意提出がある。報告書の提出を義務づけられているのは、都内に複数の事業所を設置し、合算したエネルギー使用量が 3000kl 以上となる事業者の場合である。

第 1 表は、数地球温暖化対策報告書の提出実績を、事業者数及び事業所に分けて示している。この表からも分かるように、義務提出事業者数は性格上 300 人前後であり変化は見られないが、任意提出事業者数は助成制度の活用や業界団体の協力もあって、年々増加傾向にある。その結果、毎年 3 万を超える事業所が報告書を提出するようになっている。

後述するように、この制度が導入されたことによる CO₂ 排出削減効果は非常に大きい。中小規模事業所は、直近 3 か年のうち、自ら選択した単年度を基準年度として、その年の排出量を基準排出量から算定年度の排出量を引いた量を都内中小クレジットとして発行することができる。都内中小クレジットは、省エネ対策を実施した年か、翌年度から 5 年に限って発行ことができ、クレジットの買い手はその量に制限はなく、削減義務量に利用することができる。中小規模事業所が発行する都内中小クレジットは、「特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン」にしたがって認定基準が決められている削減対策項目が対象となる。例えば、設備の省エネ性能に関わる熱源・熱搬送設備としての高効率熱源機器の導入とか、照明・電気設備としての LED の導入などがこれにあたる。

中小規模事業所に削減義務や削減目標は課せられていない。しかし、事業所数が多いことやエネルギー使用割合から、中小規模事業所の環境努力がなければ、この制度の効果を発揮することができない。それだけ中小規模事業所の役割は大きい。中小規模事業所が都内中小クレジットの認定対象としている高効率な省エネ設備を導入する場合、クレジット化する権

第 1 表 地球温暖化対策報告書の提出状況

実績年度	提出事業者数							提出事業所数						
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
義務	285	312	314	285	289	291	287	21,277	22,744	21,876	22,331	22,385	23,029	22,940
任意	1,220	1,335	1,552	1,798	1,989	1,935	1,860	11,104	11,504	11,442	11,294	11,947	11,551	11,389
合計	1,505	1,647	1,866	2,083	2,278	2,226	2,147	32,381	34,248	33,318	33,625	34,332	34,580	34,329

(出所) 東京都環境局「【地球温暖化対策報告書制度の実績報告】平成 27 年度エネルギー消費量の集計結果」, 平成 29 年 7 月。

利を東京都に無償譲渡することを条件に、その費用の一部を東京都が補助する仕組みが設けているのも、その役割の重要性に基づいているからである。

東京都は、地球温暖化報告書の情報をもとに、中小規模事業所の排出量削減の現状の把握と今後の努力の方向性を明らかにするために、低炭素ベンチマークを自己評価指標として、カーボンレポートとして公表することを勧めている。規模の異なる事業所では、CO₂排出量の比較をそのままで行うことはできない。一般に、事業所の規模が大きければ排出量は多く、逆は逆だからである。そのため、比較可能な共通の指標を設ける必要がある。東京都が勧めているのは、CO₂排出原単位、すなわち単位面積当たりのCO₂排出量である。一種のエコロジカルフットプリントと考えることができる。CO₂排出原単位は次の式で表される。

$$\text{自己評価指標 (ベンチマーク)} = \frac{\text{CO}_2 \text{ 排出量 (t)} \times 1000}{\text{延べ床面積 (m}^2\text{)}}$$

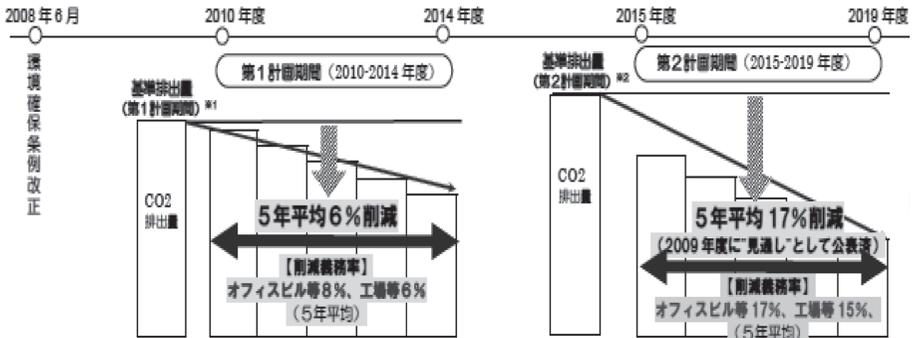
東京都は、CO₂排出原単位を、オフィス、物販、飲食など30種類に分けられた業種別に、7段階、15レンジに区分し、事業所が上のランクの水準に達する努力を促している。この自己評価指標を用いることによって、事業所が地球温暖化対策や省エネ対策のPDCAサイクルを推進していくことが期待されている。

(2) 削減義務率

東京都は2009年に、第1計画期間とともに、第2計画期間の削減義務率も併せて公表した。削減義務率は一般的に、①削減に寄与する技術水準とそれに要する費用、②IPPC報告などで提言されている科学的見地から見た温暖化予測、③温室効果ガスの削減に向けた国際的合意と各国が果たすべき義務、の要素を考慮して決められる。東京都は、第3図に示されているように、第1計画期間について6~8%、第2計画期間について15~17%の削減を公表している。若林などの分析によると¹⁾、第1の計画期間では①の要素を重視したボトムアップ方式、第2の計画期間では②、③の要素を重視したトップダウン方式によって削減義務率が決定されているという。二つの計画期間について同時に公表したのは、「事業所において長期的な投資計画を立てやすくするため」とされている。二つの計画期間の削減義務率は、東京都の目標を達成する長期的視野に立って、段階的かつ累積的に成果を上げていく期待の上で設定されている。

特定地球温暖化対策事業所は、基準年度の基礎排出量に対して、「大幅削減に向けた転換始動期」と位置づけられている第1計画期間に削減義務率6%ないし8%を達成しなければならない。基準年度は、2002~07年度の排出量のうち、事業所が自ら選ぶいずれか連続し

第1図 削減義務率の推移



(出所) 東京都環境局「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度—【第2計画期間】の主な事項等」, 2014年5月。

た3か年である。基準排出量は事業所が選んだ3か年の平均排出量となる。基準年度と基準排出量を事業所が選ぶことができるよう設計されているのは、それまで行われてきた省エネなどの努力を反映させるためである。8%の達成義務を負うのはオフィスビルと地域冷暖房施設、6%の達成義務を負うのは前記のオフィスビルのうち地域冷暖房を多く利用している事業所と、工場などそれ以外の事業所である。このように、産業部門は一律6%の義務を、オフィスなどの民生部門では地域冷暖房の利用状況によって異なる削減義務率が採用される制度となっている。削減義務を達成することができなかった場合、都知事から本来の削減義務量に不足した分の1.3倍に加重された削減義務を達成するよう命令を受け、それに違反した場合、事実の公表と50万円以下の罰金が課せられる。

対象事業所は、「より大幅な二酸化炭素削減を定着する期間」と位置づけられている第2の計画期間に15%ないし17%を達成しなければならない。第1計画期間の削減義務率8%が第2計画期間に17%に上昇しているために、9%増の追加削減が求められたことになる。東京都は、既存の計画で第2計画期間終了時に約8割の事業所が、追加削減等によって9割の事業所が達成できることを見越している。

東京都は、第2計画期間の削減義務率を決定するにあたって、パブリックコメント（平成25年3月実施）の実施とその結果を公表している。それによると、2011年の東日本の震災を契機とした原子力発電所の停止とそれにもなう電気料金の上昇によって経済的負担が重くなっていることから削減義務率を見直すべきだという意見がある一方、東京都が『10年後の東京』で掲げた「2020年までに2000年比25%削減」という目標を達成するには、削減義務率は低いのではないかという意見が出されていた。東京都は、パブリックコメントの結果を踏まえ、当初予定した削減義務率を進めることを決定している。

(3) 排出量の検証

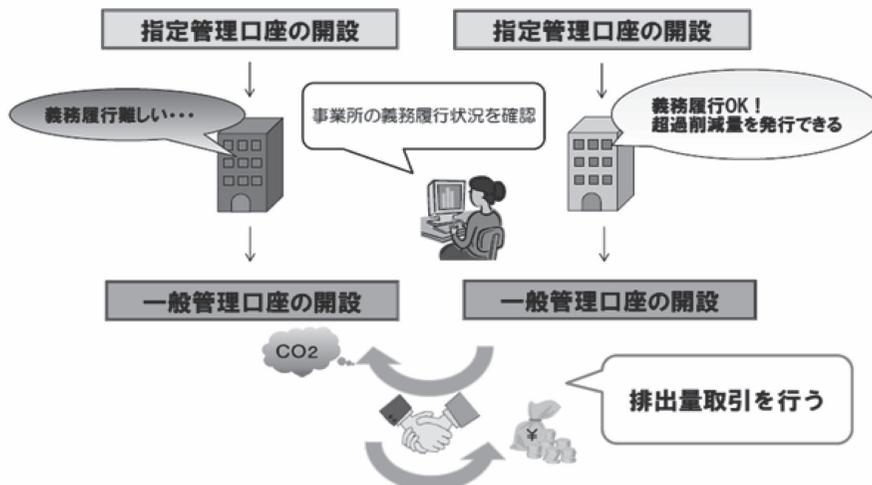
対象事業所がどれだけの排出削減を行ったのかの検証が正確かつ安定的に行われなければ、排出量取引制度の信頼が揺らぐことになる。「特定温室効果ガス排出量ガイドライン」では、そのために、大規模事業所を対象に、温室効果ガス算定のフローが示されている。フローは、①事業所範囲の特定、②排出活動・燃料使用量監視点の特定、③燃料等使用量の把握、④温室効果ガス排出量及び原油換算エネルギー使用量の算定、の各段階に分かれている。算定結果は、算定報告用紙にまとめられ、公表される。東京都の大規模事業所における削減は、こうした検証を経て事業所ごとに公表されたデータを集計したものである。

(4) 排出量取引とクレジットの種類

第 2 図に示されているように、対象事業所は、取引のために指定管理口座を開設しなければならない。指定管理口座は、排出削減がどれだけ行われているか（義務履行状況）を表す口座である。資産状況を記録するものではない。実際の排出量取引は、当事者間の合意にしたがって、対象事業所が同じく開設する一般管理口座によって行われる。この口座から、記録されたクレジットの資産状況を把握することができる。削減義務を達成することができなかった事業所は、削減義務を超過達成した事業所が発行するクレジットを口座間の移転によって購入する手続きを行う。東京都は、指定管理口座の状況から義務履行状況を確認する。排出量取引が一般管理口座の振替によって行われるため、実際に可視化された市場が存在し

第 2 図 排出量取引の基本概念

排出量取引の基本概念



(出所) 東京都環境局「東京都の排出量取引について」, 平成 26 年 7 月。

第2表 排出量取引の種類

排出量取引の種類	内容
超過削減量	対象事業所が義務量を超えて削減した量
都内中小クレジット	都内中小規模事業所において認定基準に基づく対策による削減量
再エネクレジット	再生可能エネルギー（①その他削減量：グリーンエネルギー証書又はRPS法による新エネルギー相当量などの既存制度による環境価値、②環境価値換算量：都が認定する設備により創出された環境価値）
都外クレジット	都外の大規模事業所の省エネ対策による削減量（削減義務量を超えた量に限る）
埼玉連携クレジット	埼玉県目標設定型排出量取引制度で認定される超過削減量、中小クレジット）

（出所）東京都環境局「東京都排出量総量削減義務と排出量取引制度導入7年度目の実績」, 2018年3月。

ているわけではない。市場規模は振替規模に等しい。

口座間の振替には三つのパターンがあり、それぞれ意味は異なる。第1のパターンは、指定管理口座から一般管理口座への振替である。これは、超過削減量について取引を行うためにクレジットの所有者を確定するための移転手続きである。この手続きによって一般管理口座に記録されているクレジットに財産権（性）が発生する。第2のパターンは、一般管理口座から一般管理口座への振替である。排出量取引はこれに当たる。この振替によってクレジットの所有権移転が行われる。第3のパターンは、一般管理口座から指定管理口座への振替である。削減義務を達成することができなかった事業所が義務履行を確認するために行われる振替である。

取引を行うことのできる排出枠をクレジットという。クレジットには5種類がある（第2表参照）。

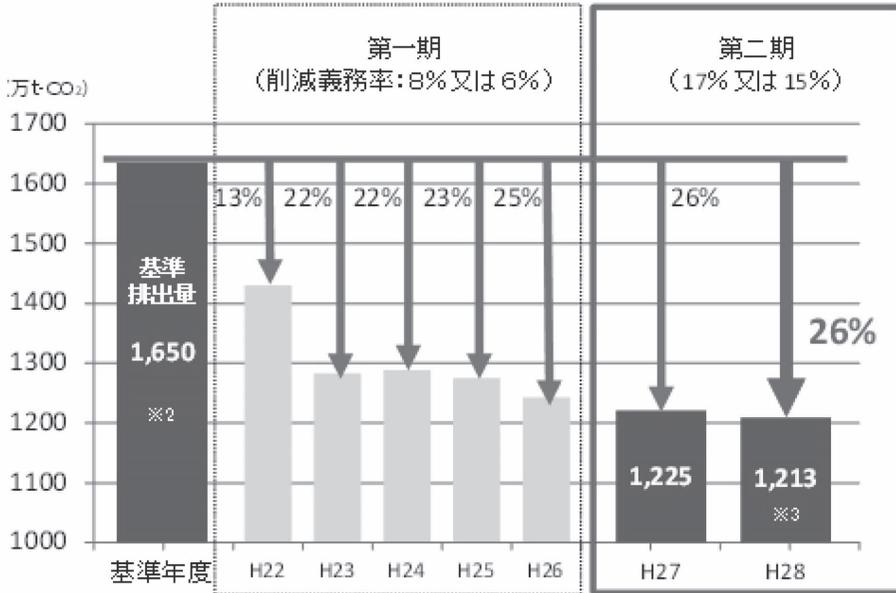
II 東京都排出量取引制度による実績

(1) 削減実績

第3図は、基準排出量 1650 万 t-CO₂ に対して、第1計画期間と第2計画期間の削減状況を示している。第1計画期間の最終年である平成24年（2014年）は基準排出量に対して25%が、第2計画期間に入って平成28年（2016年）には1213t-CO₂と26%が削減されている。このように、両計画期間とも、それぞれの期間の削減義務率を上回る削減実績となっている。

こうした削減実績は、東京都排出量取引制度の対象となっている事業所の消費量が全国及び東京都内の産業・業務部門のエネルギー消費量と比較して大幅に少なくなっていることに

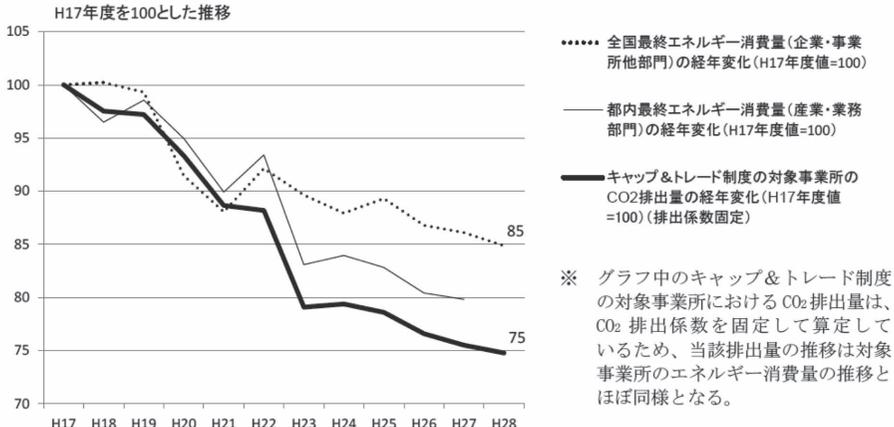
第 3 図 第 1 計画期間及び第 2 計画期間の削減実績



(出所) 東京都環境局「東京都 キャップ&トレード制度 第二計画期間 2 年度目の実績」, 平成 30 年 2 月。

第 4 図 排出量取引制度対象事業所の削減実績

《全国（企業・事業所他部門）、都（産業・業務）及びキャップ&トレード制度対象事業所の CO₂ 等削減の比較》



(出所) 東京都環境局「第 2 計画期間の 2 年度目 (平成 28 年度) の実績について」, 2018 年 2 月。

表れている。第 4 図に示されているように、平成 17 年度を基準として見た場合、平成 28 年度では全国指数が 85 であるのに対して、東京都の排出量取引制度の対象事業所の指数は 75 となっている。注目すべきは、対象事業所の CO₂ 経年変化が、全国最終エネルギー消費量の経年変化は勿論、産業・業務部門の都内最終エネルギー消費量の経年を下回って推移して

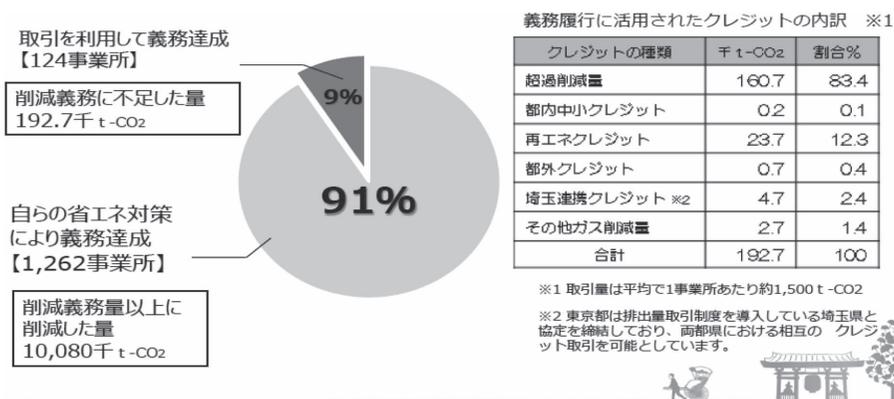
東京都排出量取引制度—現状と課題 (1)

いることである。対象事業所が、排出量取引制度に参加することによってなお一層の排出削減努力を求められ、それに貢献している結果が反映していると見ることができる。

第5図は、第1計画期間の削減実績を見たものである。「自らの省エネにより義務を達成した」事業所が1262事業所(91%)、「取引を利用して義務を達成した」事業所が124事業所(9%)となっている。削減義務量以上に削減したCO₂は1008万トンとなる。このように、第1計画期間では、自らの削減努力によって義務を達成した事業所が圧倒的であった。

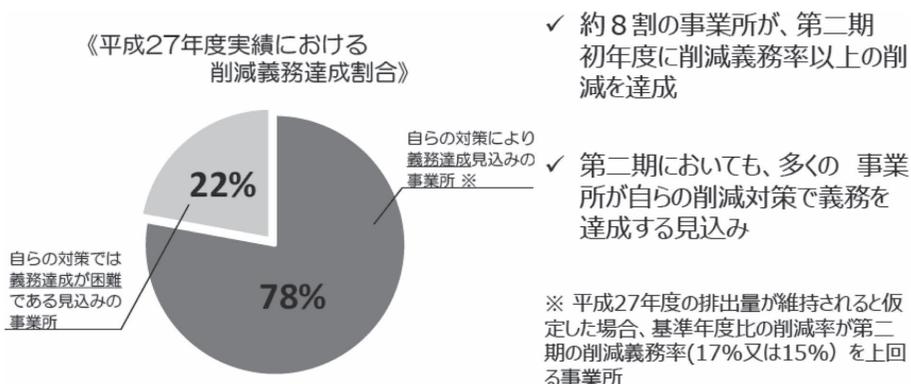
第6図は、第2計画期間の義務履行の見込みを、平成27年度について見たものである。「自らの省エネにより義務を達成した」事業所が78%であるのに対して、「取引を利用して義務を達成した」事業所が22%の見込みとなっている。東京都は、削減義務率が高くなっていることから、第2計画期間の事業所の自主的努力による義務達成の割合が少なくなっ

第5図 第一計画期間の削減義務達成割合



(出所) 東京都環境局「東京都総量削減義務と排出量取引制度」, 2017年3月。

第6図 第二計画期間の義務履行の見込



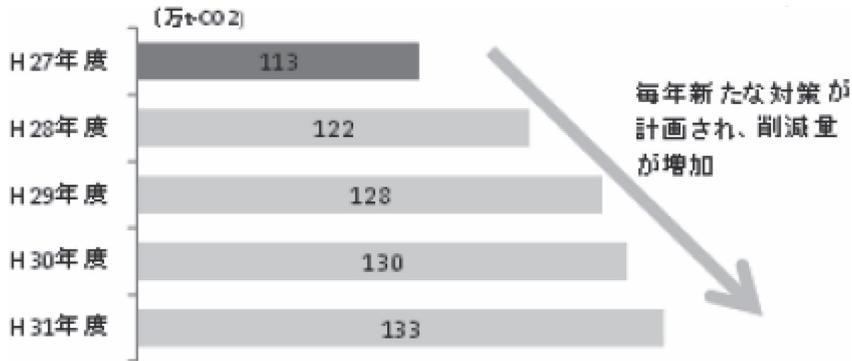
(出所) 東京都環境局「東京都総量削減義務と排出量取引制度」, 2017年3月。

いるとはいえ、8割程度という「多くの事業所が自らの削減対策で義務を達成する見込み」と高く評価している。

削減実績を達成する方法は、対象事業所の総量削減努力と、削減義務を達成できなかった事業所が行う排出量取引の二つがある。排出量取引制度は前者を本質とした制度であることを考えるならば、排出量取引が多く行われることが必ずしもこの制度がうまく機能しているということにはならないことに注意しておく必要がある。

第7図は、対象事業所が計画した対策削減量の推移を示している。毎年対策が練り直され、新たな措置が追加されることによって削減量が増加していることをうかがい知ることができる。第3表から、地球温暖化対策計画書に記載されている限りでの、削減対策の具体的内容を知ることができる。

第7図 対象事業所が計画した対策削減量



(出所) 東京都環境局「東京都総量削減義務と排出量取引制度」, 2017年3月。

第3表 計画書に記載された削減対策

熱源・空調・照明の削減対策	件数	削減量(t)	熱源・空調・照明の削減対策	件数	削減量(t)
高効率熱源機器の導入	382	148,683	ビルエネルギーマネジメントシステムの導入	48	7,387
高効率空調用ポンプ及び省エネ制御の導入	381	34,116	うち、見える化	9	649
高効率空調機の導入	370	35,690	デマンドコントローラー	6	557
高効率パッケージ形空調機の導入	73	3,408	高効率照明及び省エネ制御の導入	1,581	119,458
空調機の変風量システムの導入	36	6,608	うち、LED	1,293	100,067
外気冷房システムの導入	279	24,955	うち、Hf	112	9,383
CO2濃度による外気量制御の導入	112	16,800	うち、センサー	99	3,580
全熱交換機の導入	47	3,776	照度条件の緩和	319	23,617
高効率ファンの導入	270	16,944	居室の昼休み及び時間外の消灯及び間引き消灯	30	937
夏季居室の室内温度の適正化・クールビズ	101	13,195	エレベーターの省エネ制御の導入	118	2,682
ウォーミングアップ制御の導入	33	730			
室使用開始時の空調起動時間の適正化	145	14,788	合計	11,038	1,335,268

(出所) 東京都環境局「東京都総量削減義務と排出量取引制度」, 2017年3月。

東京都排出量取引制度—現状と課題 (1)

(2) 経営者の関心

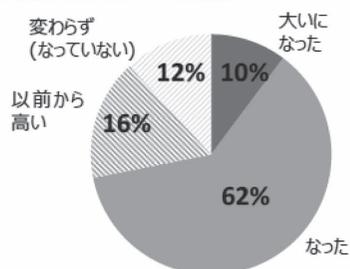
第8図は、平成26年度のアンケートをもとに、CO₂削減に対する経営者の関心度を示している。関心が「大いに高まった」10%と、「高まった」62%を合計すると、4分の3程度の経営者の積極的な意識変化を見ることができる。また、設備更新についても、同様に72%の経営者が積極的になったと回答している。

東京都は、東京都温室効果ガス排出削減義務と排出量取引制度の対象となっている事業者を対象として毎年アンケートを実施している。第4表は、平成28年度(2016年)のアンケートのうち、削減目標の達成見通しについて、「第2計画期間(平成27年度～平成31年度)の削減見通しはいかがですか」という設問に対する回答結果を集計したものである。回答のうち、「事業所の対策だけで達成できる」と回答した事業所が406(66.1%)、次いで「事業所の対策と、同一法人、グループ企業の取引だけで達成できる」という回答が74(12.1%)

第8図

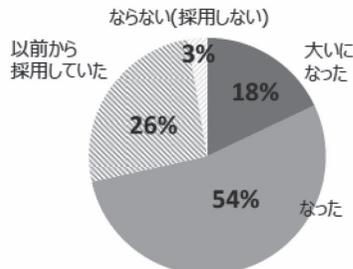
Q CO₂削減の推移に対する経営者の関心が高まりましたか？

(平成26年度アンケートより抜粋)



Q 設備更新の際に、高効率機器の採用に対し積極的に became か？

(平成26年度アンケートより抜粋)



(出所) 東京都環境局「東京都総量削減義務と排出量取引制度」, 2017年3月。

第4表 第2計画期間の削減目標の達成見通しの回答結果(2016年11月)

回答内容	回答数	割合
事業所の対策だけで達成できる	406	66.1%
事業所の対策と、同一法人、グループ企業の取引だけで達成できる	74	12.1%
指定取り消しとなり、現在、義務対象事業所を所有していない	59	9.6%
事業所の対策を主とするが、不足分は他者のクレジットを使う	58	9.4%
有効な削減対策がないため、主に他者のクレジットを使う	12	2.0%
無回答	5	0.8%
合計	614	100.0%

(出所) 東京都環境局「東京都の排出量取引制度に関するアンケート」, 2016年11月。

を占めている。両方を合わせると 78.2%，すなわち 8 割近くの事業所が第 2 計画期間の目標を達成できると回答している。とはいえ，この数値は，平成 25 年 89%，平成 26 年 85.9%，平成 27 年 82.9% と年々下がってきている。これは，言うまでもなく第 1 計画期間の削減義務率に比べて，第 2 計画期間のそれが大幅に上昇したからである。言い換えれば，第 2 計画期間の削減義務率を達成することは少しずつ窮屈になってきているとも言うことができる。

注 _____

- 1) 若林雅代・上野貴弘「排出量取引制度の設計と現状の評価」『電力中央研究所報告』Y16001, 2017 年 3 月, 27 頁。

(本研究ノートは，2017 年度共同研究助成費の研究成果の一部である)